

	<p>33. 防災エプロン 34. 防災溶接帽 35. スチールブラシ 36. ステンレスブラシ 37. ワイヤブラシ 38. 塗装用ハケ 39. コーキングガン 40. 脚立 41. タップ 42. ダイス 43. へら 44. けがき 45. たがね 46. バール 47. その他工具類</p>	
製品等の例	検査が完了した整備済み鉄道車両が製品である。	
指導体制	<p>指導員名 鉄道 太郎 免許・資格等 1. 玉掛け技能講習修了 2. 床上操作式クレーン運転技能講習修了 3. フォークリフト運転技能講習修了 4. ガス溶接技能講習修了</p>	

4	周 辺 業 務	① 作業用機材・部品等の搬送作業（作業場内）	同 上	○ ○ h																	
		② 部品等の梱包・出荷作業																			
		③ 検査結果・修繕内容等の記録作業																			
		④ 作業場の整理・整頓・清掃作業				△h															
		⑤ 高所作業車の運転に係る作業（作業床の高さに応じた特別教育、技能講習が必要）				←															→
	工場長 鉄道太郎（25年）																				
5	関 連 周 辺 業 務	安全衛生作業（関連作業・周辺作業を行う場合は必ず実施する作業） 上記※ に同じ	同 上	○ ○ h																	
		工場長 鉄道太郎（25年）			△h																
合 計 時 間				○	○h																

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	<p>鉄道車両整備に係る構成部品 （保安部品、定期交換部品、消耗部品、その他構成部品） 省令等（※1）に記載されている一般空気装置及びブレーキ装置等をいう。 弁類（安全弁、ブレーキ弁、制御弁含む）、調圧器、空気圧縮機、空気管類、ブレーキ装置、ブレーキ制御装置 ※1 省令等とは、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第90条及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準第5条をいう。</p>		
使用する機械、器具等	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 作業用工具類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スパナ・レンチ類 2. ペンチ・ニッパ類 3. プライヤ類 4. 配管工具類 5. ハンマ類 6. ソケット類 7. 電設工具類 8. クランプ・バイス類 9. 荷締機・スリング・玉掛け工具類 10. カッター類 11. ドライバ類 12. エアー工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 13. 切削工具類 14. 保護具類 15. ブラシ類 16. 灯具類 17. 清掃用具類 18. 測定器類 19. 電動工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 20. 治具類 21. ポンプ類 22. 安全帽 23. 安全靴 24. セーフティーベスト 25. 安全帯 26. 墜落制止用器具 27. 保護メガネ 28. 遮光眼鏡 29. 溶接面 30. 切創防止手袋 31. 溶接用手袋 32. 防塵マスク </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(2) 機械・設備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リフティングジャッキ 2. クレーン 3. 車両移動機 4. 車体搬送用仮台車 5. 着脱装置 6. 架線断路器保安設備 7. 溶接装置 8. 切断装置 9. 空気圧縮機 10. 各種気吹清掃装置 11. 吸塵装置 12. 移動式足場 13. 高所作業車 14. 移動式リフター 15. フォークリフト 16. 運搬車・移動車 17. 洗浄装置 18. 油圧機 19. 各種試験装置 20. 電源設備 21. その他機械・設備類 </td> </tr> </table>	<p>(1) 作業用工具類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スパナ・レンチ類 2. ペンチ・ニッパ類 3. プライヤ類 4. 配管工具類 5. ハンマ類 6. ソケット類 7. 電設工具類 8. クランプ・バイス類 9. 荷締機・スリング・玉掛け工具類 10. カッター類 11. ドライバ類 12. エアー工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 13. 切削工具類 14. 保護具類 15. ブラシ類 16. 灯具類 17. 清掃用具類 18. 測定器類 19. 電動工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 20. 治具類 21. ポンプ類 22. 安全帽 23. 安全靴 24. セーフティーベスト 25. 安全帯 26. 墜落制止用器具 27. 保護メガネ 28. 遮光眼鏡 29. 溶接面 30. 切創防止手袋 31. 溶接用手袋 32. 防塵マスク 	<p>(2) 機械・設備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リフティングジャッキ 2. クレーン 3. 車両移動機 4. 車体搬送用仮台車 5. 着脱装置 6. 架線断路器保安設備 7. 溶接装置 8. 切断装置 9. 空気圧縮機 10. 各種気吹清掃装置 11. 吸塵装置 12. 移動式足場 13. 高所作業車 14. 移動式リフター 15. フォークリフト 16. 運搬車・移動車 17. 洗浄装置 18. 油圧機 19. 各種試験装置 20. 電源設備 21. その他機械・設備類
<p>(1) 作業用工具類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スパナ・レンチ類 2. ペンチ・ニッパ類 3. プライヤ類 4. 配管工具類 5. ハンマ類 6. ソケット類 7. 電設工具類 8. クランプ・バイス類 9. 荷締機・スリング・玉掛け工具類 10. カッター類 11. ドライバ類 12. エアー工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 13. 切削工具類 14. 保護具類 15. ブラシ類 16. 灯具類 17. 清掃用具類 18. 測定器類 19. 電動工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 20. 治具類 21. ポンプ類 22. 安全帽 23. 安全靴 24. セーフティーベスト 25. 安全帯 26. 墜落制止用器具 27. 保護メガネ 28. 遮光眼鏡 29. 溶接面 30. 切創防止手袋 31. 溶接用手袋 32. 防塵マスク 	<p>(2) 機械・設備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リフティングジャッキ 2. クレーン 3. 車両移動機 4. 車体搬送用仮台車 5. 着脱装置 6. 架線断路器保安設備 7. 溶接装置 8. 切断装置 9. 空気圧縮機 10. 各種気吹清掃装置 11. 吸塵装置 12. 移動式足場 13. 高所作業車 14. 移動式リフター 15. フォークリフト 16. 運搬車・移動車 17. 洗浄装置 18. 油圧機 19. 各種試験装置 20. 電源設備 21. その他機械・設備類 		

	<p>33. 防災エプロン 34. 防災溶接帽 35. スチールブラシ 36. ステンレスブラシ 37. ワイヤブラシ 38. 塗装用ハケ 39. コーキングガン 40. 脚立 41. タップ 42. ダイス 43. へら 44. けがき 45. たがね 46. バール 47. その他工具類</p>	
製品等の例	検査が完了した整備済み鉄道車両が製品である。	
指導体制	<p>指導員名 鉄道 太郎 免許・資格等 1. 玉掛け技能講習修了 2. 床上操作式クレーン運転技能講習修了 3. フォークリフト運転技能講習修了 4. ガス溶接技能講習修了</p>	

4	周 辺 業 務	① 作業用機材・部品等の搬送作業（作業場内）	同 上	○ ○ h													
		② 部品等の梱包・出荷作業															
		③ 検査結果・修繕内容等の記録作業															
		④ 作業場の整理・整頓・清掃作業				△h											
		⑤ 高所作業車の運転に係る作業（作業床の高さに応じた特別教育、技能講習が必要）				←											
	工場長 鉄道太郎（25年）																
5	関 連 周 辺 業 務	安全衛生作業（関連作業・周辺作業を行う場合は必ず実施する作業） 上記※ に同じ	同 上	○ ○ h													
		工場長 鉄道太郎（25年）				△h											
合 計 時 間				○	○h												

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	<p>鉄道車両整備に係る構成部品 （保安部品、定期交換部品、消耗部品、その他構成部品） 省令等（※1）に記載されている一般空気装置及びブレーキ装置等をいう。 弁類（安全弁、ブレーキ弁、制御弁含む）、調圧器、空気圧縮機、空気管類、ブレーキ装置、ブレーキ制御装置 ※1 省令等とは、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第90条及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準第5条をいう。</p>	
使用する機械、器具等	<p>(1) 作業用工具類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スパナ・レンチ類 2. ペンチ・ニッパ類 3. プライヤ類 4. 配管工具類 5. ハンマ類 6. ソケット類 7. 電設工具類 8. クランプ・バイス類 9. 荷締機・スリング・玉掛け工具類 10. カッター類 11. ドライバ類 12. エアー工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 13. 切削工具類 14. 保護具類 15. ブラシ類 16. 灯具類 17. 清掃用具類 18. 測定器類 19. 電動工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 20. 治具類 21. ポンプ類 22. 安全帽 23. 安全靴 24. セーフティーベスト 25. 安全帯 26. 墜落制止用器具 27. 保護メガネ 28. 遮光眼鏡 29. 溶接面 30. 切創防止手袋 31. 溶接用手袋 32. 防塵マスク 	<p>(2) 機械・設備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リフティングジャッキ 2. クレーン 3. 車両移動機 4. 車体搬送用仮台車 5. 着脱装置 6. 架線断路器保安設備 7. 溶接装置 8. 切断装置 9. 空気圧縮機 10. 各種気吹清掃装置 11. 吸塵装置 12. 移動式足場 13. 高所作業車 14. 移動式リフター 15. フォークリフト 16. 運搬車・移動車 17. 洗浄装置 18. 油圧機 19. 各種試験装置 20. 電源設備 21. その他機械・設備類

	<p>33. 防炎エプロン 34. 防炎溶接帽 35. スチールブラシ 36. ステンレスブラシ 37. ワイヤブラシ 38. 塗装用ハケ 39. コーキングガン 40. 脚立 41. タップ 42. ダイス 43. へら 44. けがき 45. たがね 46. バール 47. その他工具類</p>	
製品等の例	検査が完了した整備済み鉄道車両が製品である。	
指導体制	<p>指導員名 鉄道 太郎 免許・資格等 1. 玉掛け技能講習修了 2. 床上操作式クレーン運転技能講習修了 3. フォークリフト運転技能講習修了 4. ガス溶接技能講習修了</p>	

		⑧ フォークリフト運転作業（最大荷重に応じた特別教育、技能講習が必要）																				
		⑨ 板金・溶接作業（作業に応じて特別教育、技能講習が必要）																				
		工場長 鉄道太郎（25年）																				
4	周 辺 業 務	① 作業用機材・部品等の搬送作業（作業場内）	同 上	○																		
		② 部品等の梱包・出荷作業		○																		
		③ 検査結果・修繕内容等の記録作業		h																		
		④ 作業場の整理・整頓・清掃作業			△h																	
		⑤ 高所作業車の運転に係る作業（作業床の高さに応じた特別教育、技能講習が必要）			←																	→
		工場長 鉄道太郎（25年）																				
5	関 連 周 辺 業 務	安全衛生作業（関連作業・周辺作業を行う場合は必ず実施する作業） 上記※に同じ	同 上	○	△h																	
		工場長 鉄道太郎（25年）		h	←																	→
合 計 時 間				○	○h																	

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	<p>鉄道車両整備に係る構成部品 （保安部品、定期交換部品、消耗部品、その他構成部品） 省令等（※1）に記載されている一般空気装置及びブレーキ装置等をいう。 弁類（安全弁、ブレーキ弁、制御弁含む）、調圧器、空気圧縮機、空気管類、ブレーキ装置、ブレーキ制御装置 ※1 省令等とは、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第90条及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準第5条をいう。</p>	
使用する機械、器具等	<p>(1) 作業用工具類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スパナ・レンチ類 2. ペンチ・ニッパ類 3. プライヤ類 4. 配管工具類 5. ハンマ類 6. ソケット類 7. 電設工具類 8. クランプ・バイス類 9. 荷締機・スリング・玉掛け工具類 10. カッター類 11. ドライバ類 12. エアー工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 13. 切削工具類 14. 保護具類 15. ブラシ類 16. 灯具類 17. 清掃用具類 18. 測定器類 19. 電動工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） 20. 治具類 21. ポンプ類 22. 安全帽 23. 安全靴 24. セーフティーベスト 25. 安全帯 	<p>(2) 機械・設備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リフティングジャッキ 2. クレーン 3. 車両移動機 4. 車体搬送用仮台車 5. 着脱装置 6. 架線断路器保安設備 7. 溶接装置 8. 切断装置 9. 空気圧縮機 10. 各種空気吹掃装置 11. 吸塵装置 12. 移動式足場 13. 高所作業車 14. 移動式リフター 15. フォークリフト 16. 運搬車・移動車 17. 洗浄装置 18. 油圧機 19. 各種試験装置 20. 電源設備 21. その他機械・設備類

	<p>26. 墜落制止用器具 27. 保護メガネ 28. 遮光眼鏡 29. 溶接面 30. 切創防止手袋 31. 溶接用手袋 32. 防塵マスク 33. 防炎エプロン 34. 防炎溶接帽 35. スチールブラシ 36. ステンレスブラシ 37. ワイヤブラシ 38. 塗装用ハケ 39. コーキングガン 40. 脚立 41. タップ 42. ダイス 43. へら 44. けがき 45. たがね 46. パール 47. その他工具類</p>	
製品等の例	検査が完了した整備済み鉄道車両が製品である。	
指導体制	指導員名 鉄道 太郎 免許・資格等 <ol style="list-style-type: none"> 1. 玉掛け技能講習修了 2. 床上操作式クレーン運転技能講習修了 3. フォークリフト運転技能講習修了 4. ガス溶接技能講習修了 	

	<p>26. 墜落制止用器具 27. 保護メガネ 28. 遮光眼鏡 29. 溶接面 30. 切創防止手袋 31. 溶接用手袋 32. 防塵マスク 33. 防炎エプロン 34. 防炎溶接帽 35. スチールブラシ 36. ステンレスブラシ 37. ワイヤブラシ 38. 塗装用ハケ 39. コーキングガン 40. 脚立 41. タップ 42. ダイス 43. へら 44. けがき 45. たがね 46. パール 47. その他工具類</p>	
製品等の例	検査が完了した整備済み鉄道車両が製品である。	
指導体制	指導員名 鉄道 太郎 免許・資格等 <ol style="list-style-type: none"> 1. 玉掛け技能講習修了 2. 床上操作式クレーン運転技能講習修了 3. フォークリフト運転技能講習修了 4. ガス溶接技能講習修了 	